

保全信託スキームに関する確認事項

お客様は、当社とみずほ信託銀行との間で行う顧客区分管理信託について、以下の事項を理解した上で、当社と外国為替証拠金取引を行うものとします。

- ・ 区分管理すべき証拠金の額は当社が計算し、必要な証拠金を金銭にて信託します（みずほ信託銀行は当該計算を行いません）。
- ・ みずほ信託銀行の業務は信託された証拠金の管理を行うものであり、証拠金の返還は保証いたしません。
- ・ 当社の過誤、システム障害、急激な市場の変動などにより、証拠金が当社から適切に信託されなかった際、証拠金が保全されない場合があります。
- ・ お客様が当社へ証拠金を預け入れてから顧客区分管理信託に信託されるまでは、2営業日かかり、その期間は顧客区分管理信託の保全対象外となります。
- ・ 顧客区分管理信託に信託される金額は、ニューヨーク時間午後5時時点の取引証拠金の額に評価損益を反映した金額となります。
- ・ 当社の破綻時には、顧客区分管理信託で管理されている信託財産（元本部分）を換価して得られる額（元本換価額）がお客様への総返還額の限度となり、清算時に顧客区分管理必要額（当社がお客様に返還すべき証拠金等の総額）に対するそれぞれのお客様に帰属すべき個別顧客区分管理金額（当社が個々のお客様に返還すべき証拠金等の額）の割合により按分され、受益者代理人（乙）が返還を行います。よってお客様が当社へ預け入れた証拠金の満額は返還されないことがあります。お客様はみずほ信託銀行へ直接返還を請求できません。
- ・ 当社破綻時における証拠金の返還に際しては、お客様の本人確認が必要となります。

（平成22年3月8日改定）